



① U I ターン者

② 市内転居者

③ 市外事業所からの転職者

①～③に該当する方の採用時に
入社支度金（引越費用等）を支給された
 事業主様に**交付金**を支給します

人材不足業種における人材確保をご支援します！

交付金の
対象業種は

右のとおりです
 （詳しくは担当まで
 ご確認ください）

建設業



大分類が建設業※1

福祉・介護事業



小分類が児童福祉事業、老人福祉・
 介護事業、障害者福祉事業 ※1

製造業

ソフト産業

宿泊業

※2

道路旅客
運送業
道路貨物
運送業

中分類が道路旅客運送業
 または道路貨物運送業※1

※1 日本標準産業分類（平成25年10月改定）

※2 雲南市産業振興条例施行規則第3条に定める対象業種



交付金申請の条件

- 1) 市外からのUIターン者、市内在住者及び市外事業所からの転職者を雇入れた事業主
 （UIターン者等が、雇用決定又は内定した日以降1年以内に雲南市に転入又は転居（住民票を有す）している。）
- 2) 3箇月以上勤務させた事業主
 （雲南市内の事業所で3箇月以上業務に従事させ、申請時に正社員であること。）
- 3) 入社支度金等を支給した事業主

「入社支度金等」とは

事業主が雇用する者の**転居・転職に係る費用等**（※3）に対して支給する手当等のうち、**事業所内の規定**（※4）に基づき支給するもの。

※3 荷物の運搬費用、運搬に要した車両のリース代・燃料費等、運搬に要した消耗品費、本人及び家族の移動旅費、一律の支度金、転居先の敷金・礼金、転職祝金等を想定

※4 従業員等採用規定、採用募集要項、求人票等を想定

事業主に支給される交付金の金額

◆交付金額：支給した入社支度金等の実費額

- ① UIターン者 1人あたり：上限10万円
- ② 子育て世帯^{※5} の場合 1世帯あたり：上限10万円加算
 ※5 夫婦いずれかが40歳未満である世帯、又は16歳未満の子がいる世帯
- ③ 市内転居者 1人あたり：上限10万円
- ④ 市外事業所からの転職者
 - ・市内在住者 1人あたり：上限10万円
 - ・市外在住者 1人あたり：上限5万円

◆人数上限：1事業主において年3人

申請等に関して詳しい条件や手続きについては、雲南市HP掲載の要綱等をご覧ください。下記担当までお気軽にお問い合わせください。

担当

雲南市 商工振興課 山本、鶴原

TEL 0854-40-1052